

いなぎ 浩

公 明

代 表

一

(質問の事項及び要旨)

一 安定した持続可能な行財政運営について

(一) 東京二〇二〇大会以降の区財政の中長期

見通しと今後の行財政運営の基本方針について

【要旨】

令和元年度の国の一般会計予算は、史上初の百一兆円を超え、都予算も七兆四千六百十億円、そして北区予算は、一千五百八十億円といずれも過去最大となっている。先行きについては、海外経済の動向等は依然として不透明であり、今後の税収の大きな下振れなどのリスクも懸念されている。

今後の景気動向に加え、地方消費税清算基準の見直しや法人住民税の一部国税化等による税源偏在是正措置の動きも含め、東京二〇二〇大会開催後となる令和三年度以降の中長期的な財政収支を見通すとともに、それに対する今後の行財政運営の基本方針について伺う。

いながき 浩

公 明

代 表

一

一（一）

はじめに、安定した持続可能な行財政運営についてのご質問に、順次お答えします。

まず、東京二〇二〇（二一ゼロ二一ゼロ）大会以降の区財政の中長期見通しと、

今後の行財政運営の基本方針についてです。

日本経済に対する政府見解では、

雇用・企業収益などは堅調であり、

景気は緩やかに回復しているとの認識を維持しつつも、基調判断が下方修正されるなど、日本経済を取り巻く環境には留意が必要となっています。

また、ここ数年、都市部に対する

不合理な税制改正等が繰り返され、

とりわけ、地方法人課税の偏在是正措置では、

消費税率一〇％への引上げにより、

法人住民税交付税原資化のさらなる拡大が行われ、

【次頁へ続く】

いながき 浩	公 明	代 表	—
--------	-----	-----	---

【前頁から続く】

今後、財源の確保が難しくなることが予想されます。
特に、北区は、

景気変動の影響を受けやすい財政構造にあり、
景気後退により、急激に一般財源が減収する
リスクも抱えています。

一方、歳出面では、社会保障費の増大、
公共施設等の更新需要や計画事業の推進に加え、
新たな行政需要への対応も
必要となってくるが見込まれています。

このような状況のなか、
将来の景気を予測することは難しい面がありますが、
今回、基本計画改定における財政計画策定の中で、
歳入・歳出の推計を行い、
中長期的な財政収支をお示ししてまいります。

【次頁へ続く】

いながき 浩

公 明

代 表

—

【前頁から続く】

なお、こうした景気変動の際にも、安定的に行政サービスを提供していくためには、経営改革の取組みや施設の再配置を行うほか、自主財源を含めた歳入を確保するなど、財政規律を緩めることなく、行財政改革に取り組んでいく必要があると考えています。

さらに、喫緊の課題への対応だけではなく、将来的な歳出需要の増大や税收減に備え、計画的な基金積立てを行い、将来を見据えた財政運営を行ってまいります。

いながき 浩

公 明

代 表

—

(質問の事項及び要旨)

一 安定した持続可能な行財政運営について

(二)「新基本計画」と「経営改革プラン」の改定と
「北区版SDGs」(エスディー・ジーズ)の取り
組みについて

ア、実効性のある事業の見直しや縮小も含めた
効果的な政策を実現する新経営改革プランの
策定と公共施設の再配置の推進について

【要旨】

行政需要が中長期で増大する中、将来世代の負担を
減らし、限られた資源配分の優先順位を決め、区民の
希望があふれる新基本計画や経営改革プランを策定す
る視点も重要である。

そのためには、先ず、実効性のある事業の見直しや
縮小も含め、効果的な政策を実現する新経営改革プラ
ンを策定すると共に、公共施設の再配置を積極的に推
進するべきと考える。

いながき 浩

公 明

代 表

—

一(二) ア

次に、「新基本計画」と「新経営改革プラン」の改定と「北区版SDGs」(エスディーズ)の取り組みについて、お答えします。

まず、「新経営改革プラン」の改定と公共施設の再配置についてです。

人口構造の変化や少子高齢化に伴い、

行政需要の増大が見込まれる中、

新基本計画における計画事業を

着実に実現するとともに、

将来に負担を残さないためには、

歳入の確保や事業の見直し、執行体制の効率化など

あらゆる財源対策を講じていく必要があります。

また、将来を見据えた健全で安定的な

行財政運営を確保し、さらなる区民サービスの向上を図ることも求められています。

【後頁へ続く】

いながき 浩

公 明

代 表

一

【前頁から続く】

こうした課題の解決を図るため、

実効性のあるプランを策定し、

より一層の経営改革に取り組んでまいります。

次に公共施設の再配置の推進についてです。

区ではこれまで、

人口構成や施設需要の変化などにより、

区民ニーズに合わなくなった施設については、

統廃合や廃止を行うとともに、

学校の改築にあたっては、周辺の公共施設の

集約化・複合化などに取り組んでまいりました。

今後も、地域の実情や区民ニーズの変化、

施設の老朽化、新たな行政需要への対応、

中長期的な人口動向等も見据えながら、

施設総量の抑制という視点も踏まえて、

新たな基本計画及び経営改革プランの中で、

具体的な施設の整備や再配置を検討してまいります。

いながき 浩

公明

代表

一

(質問の事項及び要旨)

一 安定した持続可能な行財政運営について

(二) 「新基本計画」と「新経営改革プラン」改定
と今後の「北区版SDGs (エスディージーズ)」の取り組みについて

イ SDGsを新基本計画や新経営改革プランに
どのように盛り込み、北区版SDGsとしていくか
について

【要旨】

計画改定のための答申では、「社会経済状況が、加速度的に変化している中、将来にわたって成長力を確保し、持続可能なまちづくりと地域活性化の推進のためには、新基本計画や経営改革プランに、SDGsの視点を内包させることが重要である。」とされている。SDGsの具体的目標や「誰一人取り残さない」との国際社会共通の目標を新基本計画や新経営改革プランにどう盛り込み、北区版SDGsとしていく考えかを問う。

いながき 浩

公明

代表

一

一(二)イ

次に、SDGs（エスディージーズ）を

新基本計画や新経営改革プランにどのように盛り込み、北区版自治体SDGs（エスディージーズ）としていくかについてです。

国においては、SDGs（エスディージーズ）の十七の目標などに示される多様な目標の追求は、日本各地域の諸課題の解決に貢献し、持続可能な開発を通じて自治体の一層の活性化を図る、地方創生に資するものとしています。

また、SDGs（エスディージーズ）の目指す、

「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現は、北区の目指す、

「区民一人ひとりが、夢と希望を持ち

それぞれのステージで活躍することが出来る北区」づくりと方向性を同じにするものと捉えています。

【後頁へ続く】

いながき 浩

公明

代表

—

【前頁より続く】

さらに、現在策定中の、新たな北区基本計画の計画期間は、二千二十年からの十年間であり、

SDGs（エスディージーズ）の目標年次である

二千三十年とほぼ同時期となります。

こうした点や「基本計画及び経営改革プラン」

改定のための検討会答申の内容を踏まえ、

まずは、新たな北区基本計画において、

SDGs（エスディージーズ）の観点も勘案し、

事業の構築に努め、その上で十七の目標と

新基本計画の基本施策との関係性等を

わかりやすく一覧にし、示していく考えです。

北区の取り組みを、SDGs（エスディージーズ）という

世界共通のものさしで客観的に分析することで、

北区の強み、特徴などを整理し、魅力を更に高める

ために必要な要素や改善の方向を認識することにも

つなげ、持続可能な区政運営に活かしてまいります。

いなぎ 浩

公明

代表

一

(質問の事項及び要旨)

一 安定した持続可能な行財政運営について
 (二)「新基本計画」と「新経営改革プラン」改定と
 今後の「北区版SDGs」の取組みについて
 ウ SDGsを基本とした取組みの方向性について

【要旨】

これからは、個々の業務を確実に実行するだけにとどまらず、SDGsを基本に、様々な施策を有機的に結合させ、相乗効果を高めていくことが求められると思うが、取り組みの方向性をどう考えるかを問う。

いながき 浩

公明

代表

一

一(二)ウ

次に、SDGs（エスディーズ）を基本にした取り組みの方向性についてです。

ご提案のように、経済・社会・環境の三側面を不可分のものとして諸課題を統合的に解決しようとするSDGs（エスディーズ）の考え方は、事業を有機的に結合することにもつながり、相乗効果を一層高めることが期待できると認識しています。

そのため、基本計画に位置付ける事業等の展開の際には、SDGs（エスディーズ）を意識した横断的な事業の展開とともに、区民、事業者、NPO（エヌピーオー）等の多様な主体との連携の可能性を探りながら、取り組みを進め、北区におけるSDGs（エスディーズ）の推進につなげていきたいと考えています。

いながき 浩

公 明

代 表

一

(質問の事項及び要旨)

一 安定した持続可能な行財政運営について

(三) 基金と起債のあり方について

ア 財政調整基金残高の目標額の設定

イ 基金と起債の活用方針の策定

【要旨】

財政調整基金は、一般的に標準財政規模の

二十パーセントが目安と言われており、令和元年度末の基金現在高は、約百四十六億円と見込まれる。

今後、将来的な基金残高の目標額を設定するべき。

施設建設のための基金は、減価償却累計額の

一〇パーセントが目安とされ、将来世代の住民負担を考慮した上で整備するという考え方から、残り七割から八割は起債を活用すべきである。その上で、決算剰余金の各基金への積立てルールを厳格に定めた「基金と起債の活用方針」を策定するべき。

いながき 浩

公 明

代 表

—

一 (三) アイ

次に、基金と起債のあり方についてのご質問に
順次、お答えします。

まず、財政調整基金残高の
目標額の設定についてです。

北区では、過去において、景気変動が生じた際、
財政調整基金を単年度に七十億円繰入れるなど、
厳しい財政運営を強いられたことがあり、

また、他区と比較しても、

北区の残高は十分な水準にあるとは言えません。

明確な目標額を設定することは難しいものの、
中長期的な歳入見通しや行政需要等を踏まえ、
その時々残高状況を勘案し、必要な積立てを行い、
基金残高の確保に努めてまいります。

(後頁へ続く)

いながき 浩

公 明

代 表

一

(前頁から続く)

次に、基金と起債の活用指針の策定についてです。
特定目的基金については、計画事業実現のため、
優先順位を付し、計画的な積立てを行っています。
また、起債については、ご指摘のとおり、
住民負担の世代間の公平性、財政負担の平準化等から、
後年度の単年度償還額などを見極めた上で、
効果的な活用を図るべきものと考えています。
今後、計画事業の全体経費を精査するなかで、
基金や起債の活用について、
考え方を整理してまいります。

いなぎ 浩	公 明	代 表	一
-------	-----	-----	---

(質問の事項及び要旨)

- 一 安定した持続可能な行財政運営について
- (三) 基金と起債のあり方について
- ウ 財務諸表の活用について

【要旨】

新公会計制度について、統一的な基準による財務諸表を作成し、事後評価で得た情報から既存事業の見直しや、より効果の高い行政サービスを提供しているが、今後、さらに公共施設マネジメント等への活用や区民の皆様への分かりやすい情報提供に努めるべきと考えるが見解を伺う。

いながき 浩

公 明

代 表

一

一(三)ウ

次に、財務諸表の活用についてです。

新公会計制度の総務省活用事例には、

財政指標による分かりやすい財政情報の開示や、

事業別・施設別の財務情報を整備することによる

「施設マネジメント」や

「行政評価への活用」などが紹介されています。

北区では、新公会計制度の導入に伴い、

平成二十九年度決算から、

「統一的な基準による財務書類」を作成し、

世代間公平性、財政の持続可能性などについて、

指標分析を行い、財政情報を開示しています。

今後とも、財務書類から得られる情報について、

区民にとって、より理解しやすい情報発信に努め、

財政の透明性を高めるとともに、

さらなる活用について検討してまいります。

いながき 浩

公明

代表

一

(質問の事項及び要旨)

一 安定した持続可能な行財政運営について

(四) 内部統制制度の確立について

ア 現時点で、どこまで検討が進んでいるのか
 イ 今後のスケジュールについて
 ウ 実効性の担保と具体的な方法は、どのような
 に考えているのか

【要旨】

近年、大企業や金融機関を中心に不正や、不祥事を未然に防ぐため、組織の部門を、①現業部門②管理部
 門③内部監査部門に分類し、それぞれに対し、リスク
 管理における三つの役割を担わせる総合的な内部統制
 の体制整備が進められている。

区においても、この概念を取り入れ、不正や不祥事
 の防止に留まらず、機能的かつ効率的な組織体制の確
 立のほか確実な業務遂行のしくみづくりが大切である。

いながき 浩

公明

代表

一

一(四)ア、イ、ウ

次に、内部統制制度の確立についてお答えします。

まず、現時点での検討状況と

今後のスケジュールについてです。

昨年度、制度の導入に着手し、

まず、全庁的にリスクを洗い出し、

合計二千二十三件を抽出いたしました。

その中から、区として

対応する必要性の高いものを選び出すため、

現在、研修を通じて、職員の理解を深めながら、

各部課においてリスクの評価・分析を

行っているところです。

この結果を踏まえ、

内部統制の対象とする事務を選定するとともに、

リスク対応策を作成してまいります。

(後頁へ続く)

いながき 浩

公明

代表

—

(前頁から続く)

今年度中には、

内部統制にかんする基本方針を策定し、

来年度より本格運用を開始する予定です。

次に、制度の実効性の担保と

具体的な方法についてです。

内部統制制度の整備・運用状況については、

監査委員及び議会への適切な報告と、

住民への公表が義務づけられております。

こうしたリスクを「見える化」していく仕組みを

活用することで、

職員一人ひとりのリスク管理に対する意識の向上と

実践力の強化を図るとともに、

必要な改善措置を講じながら、

実効性ある制度の整備・運用に努めてまいります。

いながき 浩

公明

代表

一

(質問の事項及び要旨)

一 安定した持続可能な行財政運営について

(五) 学校給食の無償化と幼児教育の

完全無償化について

ア、学校給食の無償化について

【要旨】

「小中学校給食費等の保護者負担の軽減」は、公明

党が三月に区長への政策要望を行い、区長も選挙公報に掲げ、所信表明でも述べている。公明党は、この事業を実施している鹿児島県南さつま市を視察してきたが、同市では、二千十七年度から、ふるさと納税基金と新たに創設した子ども応援基金から年間約一億円を活用し、市内外に通う小中学生の給食費を無償として、保護者の負担軽減を図っている。

北区は、十五年前、花川区長の大英断で、中学三年生までの医療費無料化を二十三区で最初に開始したのと同様に、北区応援サポーター基金を見直し、子ども食堂や貧困家庭の子どもの学習支援にも活用できる基金を創設し、まずは、学校給食の無償化を小学校から実施することを強く求める。

いながき 浩

公 明

代 表

一

一(五) ア

次に、学校給食にかんするご質問ですが、文部科学省が昨年度行った調査結果によれば、学校給食費を小、中学校ともに完全無償化している自治体は、平成二十九年時点で七十六自治体であり、東京都内では、利島村と御蔵島村の二自治体であると認識しています。

また、この調査結果では、学校給食費の無償化について、対象者の範囲、アレルギーによる弁当持参者への支援、食材費の高騰への対応など、様々な検討課題が指摘されているとともに、何よりも、無償化後の給食実施にかかる財源の確保が大きな課題であると認識しています。

【後頁へ続く】

いながき 浩

公 明

代 表

一

【前頁から続く】

そのため、これらの課題の解決と、
ご提案いただいた基金の創設などについて、
先行自治体の事例なども研究しながら、
学校給食費の保護者負担軽減についての
方策や対象者等の検討を進め、
今後とも、区長部局と連携・協力して、
「子育てするなら北区が一番」
「教育先進都市・北区」の実現に向けた
さらなる取組みを推進してまいります。

いながき 浩

公 明

代 表

一

(質問の事項及び要旨)

一 安定した持続可能な行財政運営について

(五) 学校給食と幼児教育完全無償化について

イ 幼稚園・保育園の給食費を含めた幼児教育完全無償化を強く求める

【要旨】十月からスタートする幼児教育無償化の中で、政府の方針では、現在保育園の保育料に含まれている給食費は実費負担となる見通しである。しかし、全国保育団体連合会が主張する通り、給食は公費負担にするべきと考える。子ども・子育て支援に関するニーズ調査の中でも、「保育園や幼稚園の費用負担の軽減」は保護者からは高い要望が寄せられている。

いながき 浩

公 明

代 表

一

一(五)イ

次に、幼稚園・保育園の給食費を含めた
幼児教育完全無償化についてです。

国が進める

幼児教育・保育の無償化にかかる
給食費の取り扱いにつきましては、

幼児教育無償化の主旨や

適正な利用者負担のあり方

さらには、各施設における事務負担等について

他区の状況なども調査したうえで、

引き続き幼児教育無償化実施までの間、

検討を進めてまいりたいと考えております。

(質問の事項及び要旨)

一 安定した持続可能な行財政運営について

(六) 都市ブランドの推進について

ア 渋沢栄一プロジェクトについて

イ パリや深谷市との都市間交流の具体化

【要旨】

「我が国の資本主義の父」と言われ、北区と縁の深い渋沢栄一氏の新一万円札の肖像起用を契機に、北区でも渋沢史料館や観光協会と連携し「大河ドラマを誘致する会」を設立し、NHKに対し新札発行の5年後の実現を目指して、積極的な誘致活動を開始するチャンスだと思うがどうか。

また渋沢氏は、幕末パリ万博に行き、帰国後、日仏会館の建設や文化交流に尽力している。北区には東京国際フランス学園があることから、パリや出身地深谷市との都市間交流の具体化を提案するがどうか。

いながき 浩

公 明

代 表

一

一(六)ア、イ

次に、都市ブランド推進にかんするご質問について、お答えします。

北区と縁(ゆかり)の大変深い 渋沢栄一翁が、
新一万円札肖像に採用されましたが、

これを機に、渋沢翁の功績と、

北区の魅力を全国にPR(ピーアール)するため、

庁内の関係各課をはじめ、渋沢栄一記念財団、

東京商工会議所 北支部、東京北区観光協会、

お札と切手の博物館などが集まり

「北区渋沢栄一プロジェクト推進会議」を開催し、
今後の取組みに向けた意見交換を行いました。

現在は、事業推進にむけた検討を進めております。

また、渋沢翁の生誕地である埼玉県深谷市とは、

過日、市長の訪問を受けた際に意見交換を行い、

渋沢翁のPR(ピーアール)に関する取組みにおいて
連携することを確認しました。 【次頁に続く】

いながき 浩	公 明	代 表	一
--------	-----	-----	---

【前頁から続く】

ご質問の、大河ドラマ誘致における自治体の経済的効果につきましては、鹿児島市をはじめ、これまでの自治体の例によりその大きさを認識しております。

大河ドラマの誘致につきましては、全国の自治体との競争につき、厳しいものとなりますが

深谷市との連携した事業展開はもとより関係する団体とも連携することにより誘致に向けた大きな動きを生み出せるような取組みを進めてまいりたいと思います。

あわせて深谷市とは、都市間連携についても可能な分野から進めていくことを確認しており、今後、具体的な検討を行ってまいります。

また、パリ市との都市間交流につきましては、

まずは、東京国際フランス学園と 【次頁に続く】

いながき 浩	公 明	代 表	一
--------	-----	-----	---

【前頁から続く】

北区の子どもたちとの相互交流の充実を図り、御提案の、渋沢翁との関係においての、パリ市との都市間交流につきましたは、今後の検討課題とさせていただきます。

いなぎ 浩

公 明

代 表

—

(質問の事項及び要旨)

一 安定した持続可能な行財政運営について

(七) 公園の包括管理とパークＰＦＩについて

ア、区内に大小百九十五か所の公園があり、維持管理費は毎年十一億円。包括管理を導入し、コスト削減の他に地域密着型のイベント開催や住民ニーズに敏速に対応が出来ると思うが如何か
イ、パークＰＦＩによって、例えば飛鳥山公園内にカフェやレストラン、新河岸東公園内にドックランやバスケットコートを整備で快適で賑わいを生み出すまちづくりが実現していくと考えるが如何か。

【要旨】

公園や児童遊園の管理を一括または、グループ化で民間事業者に任せる包括管理は、安定的な維持管理やコスト縮減の他、魅力的な手法で注目。西東京市は、三年前から五十三の公園を一括で指定管理者制度を導入、公園による街の活性化や経費の抑制に努めている。

いながき 浩

公 明

代 表

一

一(七) アイ

次に、公園の包括管理とパークＰＦＩ（ピーエフアイ）
についてのご質問にお答えします。

ご紹介の西東京市では、市内の区域を分割し、
エリアマネジメントを意識した街の活性化や
市民やボランティア等との協働事業を推進し、
「健康づくりを考慮したスポーツ教室」などの
新たなサービスの自主事業を展開しております。

区といたしましても、

魅力ある公園づくりに向けて、
公園利用者の多様なニーズに
効果的かつ効率的に対応し、
民間の柔軟な発想とノウハウを活かした
包括管理による指定管理者の導入検討を
鋭意進めております。

また、パークＰＦＩ（ピーエフアイ）につきましても、

（後頁へ続く）

いながき 浩

公 明

代 表

一

(前頁から続く)

昨年度より、事業導入に向けて、

十一の民間事業者を対象とした「事業発案時」の

マーケットサウンディング調査を実施しております。

この調査結果では、考えられる取組みとして、

ドッグランやバスケットコートを整備は

ありませんでしたが、飛鳥山公園等においては、

カフェやレストラン等が挙げられ、

事業化の可能性が確認できたところです。

このため、本年度は「事業化検討時」の

マーケットサウンディング調査を

実施いたしますので、ご提案の整備も含めた

様々な取組みについて検討してまいります。

魅力ある公園づくり全体の具体的な

導入スケジュール等につきましては、

基本計画等の改定に合わせて位置付けし、

今後、お示ししてまいります。

いながき 浩

公 明

代 表

一

(質問の事項)

二 「誰もが生き生きと活躍し、希望が溢れる」まちづくりの実現について

(一) 防災・減災対策の強化について

ア 北区避難要支援者名簿の手引きを見直し、レベルアップを図るべきと考えるが、如何か。

(質問の要旨)

新宿区の民生委員災害時対応マニュアルや板橋区の災害時要支援者名簿運用マニュアルなど、先行自治体の取り組みを参考に避難要支援者名簿の手引きを見直し、レベルアップを図ったかどうか。

いながき 浩

公 明

代 表

—

二(一) ア

次に、「誰もが生き生きと活躍し、希望が溢れる」まちづくりの実現についてです。

始めに、防災・減災対策の強化についての
ご質問のうち、避難行動要支援者名簿の手引き
についてです。

避難行動要支援者名簿の手引きは、
避難行動要支援者名簿を活用して、
避難支援をしていただく際の対応について
参考となるよう作成しています。

手引きには、災害時に、避難所等、
安全な場所までの移動の支援や安否確認に
活用していただくとともに、
平常時には、防災意識啓発の個別訪問など
顔の見える関係づくりに役立ていただくことなどを
記載しております。

(次頁に続く)

いながき 浩

公 明

代 表

—

(前頁から続く)

災害時はさまざまな状況が想定されますので、

避難支援等関係者の意見や先行事例を参考に

より運用しやすくなるよう検討を行ってまいります。

稲垣 浩	公 明	代 表	一
------	-----	-----	---

(質問の事項及び要旨)

二 誰もが生き生きと活躍し、希望が溢れる
まちづくりの実現について

(一) 防災・減災対策の強化について

イ 地区別防災計画の策定や

避難所運営委員会を立上げるべきではないか

【要旨】

①災害規模が大きいほど公助が遅れることから、地区の特性を踏まえた地区別防災計画（地区防災計画）の策定が必要だ。

②地域住民主体で迅速な運営を図るため、避難所運営委員会を立ち上げるべき。

いながき 浩

公 明

代 表

一

二(一)イ

次に、地区別防災計画の策定や、

避難所運営委員会の立上げについてお答えします。

現在、防災をテーマにした地域円卓会議では、

地域全体で防災・減災に向き合い、

事前の備えとしての具体的な減災対策について

ご検討いただいていますので、今後、

地区別防災計画について、その必要性を強く訴え、

積極的に協議を重ねてまいります。

また、避難所運営委員会については、

災害時の避難所運営を担う組織として、

自主防災組織を中心に、

学校長及び区職員等が参画し、

役割分担することを定めています。

現在、地域主体による避難所の開設及び運営が、

実行力あるものになるよう、

(後頁へ続く)

いながき 浩

公 明

代 表

—

(前頁から続く)

区が配備した「避難所開設キット」を活用しながら、
避難所運営委員会の構成員も参加した
避難所開設訓練を積極的に支援しており、
引き続き、地域防災力向上に努めてまいります。

いながき 浩

公 明

代 表

一

(質問の事項及び要旨)

二 誰もが生き生きと活躍し、希望が溢れる
まちづくりの実現について

(一) 防災・減災対策の強化について
ウ 液体ミルクについて

【要旨】液体ミルクについては、我が会派が先の予算特別委員会で要望したが、賞味期限が半年であるため、まずは保育園に導入し、常時使いながら、発災時に配布するという提案の再検討はいかがか。

【予特での答弁】液体ミルクの備蓄については、保存期限が6か月と短いこと、粉ミルクに比べ割高であること、また商品としての認知度がまだ高まっていないことなどから、当面は乳児を保育する保護者の反応をみたい。また、備蓄というよりも消費しながら蓄える「ローリングストック方式」が適していると考えるので、先進自治体の事例を研究したい。

いながき 浩

公 明

代 表

一

二(一)ウ

次に、液体ミルクについてお答えします。

液体ミルクについては、

新生児の栄養摂取として有用ではありますが、

賞味期限が短いことから、

災害用として備蓄するよりも、

消費しながら蓄える、いわゆる

「ローリングストック」が相応しいと考えています。

新生児の場合、生後五か月頃より

徐々に離乳食がはじまり、一歳を迎えるころ、

卒乳になるケースが多いことから、

一年を通したコンスタントな消費と補充の頻度、

保管場所の温度管理及びコスト面など、

保育園への導入については

課題があると認識しています。

区としては、教育委員会とも相談しながら、

(後頁へ続く)

いながき 浩	公 明	代 表	—
--------	-----	-----	---

(前頁から続く)

ゼロ歳児が災害時にも十分な栄養が摂れるよう、
粉ミルクの代替品としての可能性について
他の自治体の事例を参考に検討してまいります。

いながき 浩

公明

代表

一

(質問の事項及び要旨)

二「誰もが生き生きと活躍し、希望が溢れる」まちづくりの実現について

(二) コミュニティバスの早期運行について

ア、今年度から二か年をかけ、地域公共交通計画を策定し、秋から検討会議を立ち上げ、令和四年に試験運行開始とのことですが、今後のスケジュールを、もつと早めることは出来ないのか。
イ、新規路線の運行区域をはじめ、料金などサービスの妥当性や採算性の確保が課題だが、複数路線の運行を強く求めるが如何か。

【要旨】

区では、二千八年四月、王子から田端・駒込地域で運行し、十年が経過。高低差の移動手段を確保するだけに留まらず、急速に進む高齢社会において、買い物弱者と言われる高齢者や障害者など交通弱者を支援し、介護予防やひきこもり防止など福祉的要素が高く、必要不可欠なもの。

いながき 浩

公 明

代 表

一

二(二) アイ

次に、コミュニティバスの

早期運行についてのご質問にお答えします。

はじめに、スケジュールについてです。

ご紹介のとおり、本年の秋頃からは、

地域公共交通会議等を設置し、二か年で、

コミュニティバスの新規路線の導入など、

より効果的な地域公共交通計画を

策定する予定です。

今後、区における地域公共交通の

あり方などを議論し、複数の候補地域や

運行路線案の検討を進めてまいります。

複数路線の新規運行につきましては、

区の関与や事業採算性の確保等、

様々な観点での検討が必要と考えております。

区といたしましては、高齢者や障害者など、

(後頁へ続く)

いながき 浩

公 明

代 表

—

(前頁から続く)

だれもが安全で快適に移動できる
まちを目指しておりますので、
コミュニティバスなど、
地域公共交通等の早期整備に向けて、
着実に取り組んでまいります。

いながき 浩

公 明

代 表

—

(質問の事項及び要旨)

二誰もが生き生きと活躍し、希望が溢れるまちづくりの実現について

(三)フレイル予防と認知症対策について
ア、フレイル予防について

【要旨】

北区では、65歳以上を対象に「笑顔で長生き調査」を実施し、既にフレイル予防に取り組みながら「おたっしや教室」をはじめ、元気アップトレーニング教室やご近所体操など地域づくりによる介護予防を実施しています。

年齢を重ねても元気で自立した生活が出来る活動や健康寿命の延伸を図るためには、これらの長寿支援事業の啓発活動や地域の協力による参加者数の増加などが大切だと思うが、通いの場が、地域にもたらず効果と共に課題や展望を問う。

いながき 浩

公 明

代 表

—

二(三)ア

次に、フレイル予防の取り組みによる、
通いの場が地域にもたらす効果と、
課題や展望についてです。

区では、地域の中でいつまでも元気で
自立した生活が続けられるよう、
高齢者が容易に通える範囲に
住民主体の通いの場を立ち上げ、
その活動を支援する介護予防リーダーの育成にも
取り組んでいるところです。

近年では「長寿の秘訣は、何らかの役割を持つこと」
との研究成果があり、さらに取り組む必要があると
認識しています。

現在、地域包括ケア推進計画の計画数を上回る、
九十九グループが活動していますが、
二千二十五年には、通いの場は約三百か所

【後頁へ続く】

いながき 浩

公 明

代 表

—

【前頁から続く】

必要であると試算しています。

また、活動できる場所の確保が課題となっています。

そのため、町会・シニアクラブの活動や、

地域の見守りにご尽力いただいている、

事業所や店舗とも連携を深めながら、

身近な場所での介護予防の取り組みを

推進してまいります。

いながき 浩

公 明

代 表

一

(質問の事項及び要旨)

二誰もが生き生きと活躍し、希望が溢れるまちづくり
の実現について

(三)フレイル予防と認知症対策について
イ、認知症対策について

【要旨】

東京都では今年度から2025年に認知症高齢者が
56万人に達するとの予測から、早期発見、早期対応
のための簡易検査を75歳以上は、無料で受けられる
事業をはじめる。

北区でも早急に取り入れることを求めるが、現状の
問題点と今後の予定を問う。

いなぎ 浩

公 明

代 表

一

二(三)イ

次に、認知症対策についてです。

北区では、認知症の「気づきチェックリスト」を認知症ケアパスに早期から取り入れ、様々な機会に活用して、認知症の早期発見につなげています。

東京都の「認知症検診」は、同様のチェックリストを対象者に送付し、医療機関への早期受診を促し、

認知症の診断と治療につなげるというものです。

チェックリストの結果、地域の医療機関を

受診する区民が、増加することとも考えられるため、認知症に対応できる「もの忘れ相談医」の拡充や体制づくりも必要なことから、先進区の状況を注視し、医師会の意見をききながら検討を重ねていきたいと考えています。

いながき 浩

公明

代表

一

(質問の事項及び要旨)

二 「誰もが生き生きと活躍し、希望が溢れる」まちづくりの実現について

(四) 多文化共生と多様性社会の構築について

ア、早急に外国人住民の仕事や生活を支援する総合的な窓口を設置すべきと考えるが、見解を問う。

いながき 浩	公明	代表	一
--------	----	----	---

二(四)ア

次に、多文化共生と多様性社会の構築について
お答えします。

まず、外国人の仕事や生活を支援するための
総合的な窓口の設置についてです。

北区では、外国人人口の増加を受け、
昨年七月に「北区多文化共生指針」を策定しました。

また、この指針で示した施策を、
全庁あげて効果的に実施していくため、

本年二月に、令和元年度を初年度とする

三カ年の「北区多文化共生行動計画」を策定しました。

行動計画では、日本人と外国人が

ともに安心して暮らせる環境づくりに向けて、

情報提供や、相談体制の充実をはじめとする

受け入れ環境の整備に取り組むこととしています。

(後頁へ続く)

いながき 浩	公明	代表	—
--------	----	----	---

(前頁から続く)

外国人向けの総合相談窓口を、

すでに設置している自治体におきましては、

相談員の確保や、スキルの向上などの課題もあると
伺っております。

今後、国の動向も注視しながら、

他自治体の取組みなどを参考に、

区の相談窓口のあり方について

調査・研究してまいります。

いながき 浩

公明

代表

一

(質問の事項及び要旨)

二「誰もが生き生きと活躍し、希望溢れる」

まちづくり について

(四)多文化共生社会と多様性社会の構築について

イ 早急に同性パートナーシップ制度を策定し、
多様性社会の実現を図るべき

【要旨】

先進7カ国において同姓婚を認めず、同性パートナーシップ法がないのは日本だけ。4年前に世田谷区と渋谷区で初めて同性カップルを公的に承認するパートナーシップ制度を導入され、現在では、中野区や豊島区など27の自治体を数え、利用者は、300人以上を超えている。

北区でも同性パートナーシップ制度を導入し、多様性社会の実現を図るべきだと思いますが、如何でしょうか。

【参考】同性パートナーシップ制度

○導入区(五区) 渋谷区、世田谷区・中野区・豊島区(H31.4)、江戸川区(H31.4)

○今後予定区 港区、文京区(両区ともR2)

いながき 浩

公明

代表

—

二(四)イ

次に、同性パートナーシップ制度を策定し、多様性社会の実現を図るべきとのご質問にお答えします。

これまで区では、誰もが個を認め合える多様性社会の実現のためには、LGBT（えるじーびーてい）等を含め、多様性を尊重する人権意識の醸成が重要であるとの認識のもと、

啓発事業に取り組んでまいりました。

また、第五次アゼリアプランを

平成二十九年度に修正し、

「多様性を尊重した人権意識の啓発」を

新たな取り組みとして位置づけているところです。

現在アゼリアプランの改定に取り組んでおりますが、男女共同参画審議会からの答申におきましても、

(後頁へ続く)

いながき 浩	公明	代表	—
--------	----	----	---

(前頁から続く)

「性の多様性の理解促進」を
改めて課題として位置づけ、
性の多様性の正しい理解と
知識の普及啓発が必要であるとの、
提言をいただいています。
制度の導入については、
先行する自治体の状況を参考としながら、
第六次アゼリアプラン策定作業を進める中で
調査検討してまいります。

いながき 浩

公 明

代 表

一

(質問の事項及び要旨)

三 新時代令和に相応しい「教育先進都市・北区」を
目指して

(一)「教育ビジョン二〇二〇」の改定と通園、通学路
の交通安全の強化について

ア 教育ビジョン二〇一五を推進してきたこれま
での総括を尋ねる。

イ 令和の教育は、SDGs教育をはじめ、自ら
判断し目標を定め、知識や情報を結びつけなが
ら、新たな価値を創造する資質と能力を育むこ
とが重要だと思うが。

ウ 新たな時代の児童・生徒の健やかな成長を支
える新教育ビジョン策定のポイントについて

【要旨】

目まぐるしく変わる情報化社会の中で、これから
迎える新時代に相応しい人材をいかに育てていくの
か、大人に課せられた大きな課題である。

三(一) アイウ

次に、教育ビジョン二〇二〇の策定にかんする
ご質問に、順次お答えします。

まず、教育ビジョン二〇一五の総括についてです。

北区教育ビジョン二〇一五では、

「教育先進都市・北区」の教育目標である、

「自らの力で人生を切り拓き、

国際社会に貢献できる人間の育成」

を目指した教育を実現するため、

「まなび、ささえ、つなぐ」の三つの視点のもと、

取り組むべき施策を体系化し、

総合的な施策を展開してまいりました。

小中学生の学習機会の充実や、

指導体制の強化などにより、

児童・生徒の基礎・基本的な学力は、

一定程度、定着しつつあると考えています。

【後頁へ続く】

いながき 浩

公 明

代 表

—

【前頁から続く】

また、学校改築の推進などによる教育環境の向上や、放課後子ども総合プランの全校実施などの

家庭・地域における教育力向上に取り組むとともに、一人ひとりの主体的な学びを支援する

生涯学習の振興など、

計画に沿った事業展開を図り、

着実な成果が得られていると考えています。

次に、新たな価値を創造する

資質と能力についてです。

少子高齢化や生産年齢人口の減少が進む一方、

グローバル化や技術革新が急速に進展している中で、

これからの社会においては、

個人の主体的な判断と、多様な人々との協働による

新たな価値を創造する人材の育成が求められており、

SDGs（エスディー・ジーズ）の目標に掲げられている、

【後頁へ続く】

【前頁から続く】

質の高い教育の提供と、生涯学習機会の環境整備が重要になるものと理解しています。

次に、新教育ビジョン二〇二〇策定のポイントについてです。

区では、現在、今後五年間の

北区の教育、学術及び文化の振興と、

子育て分野の事業に関する総合的な施策についての目標や施策の根本（こんぽん）となる方針を定めた

「北区教育・子ども大綱」の策定を進めています。

この中で、教育分野については、基本方針として、教育ビジョン二〇一五の三つの視点を継承しており、教育ビジョン二〇二〇についても、この方針に基づき、具体的施策の検討等に着手したところです。

従って、現時点において、新ビジョンのポイントを
お示しすることは難しい状況ではありますが、

【後頁へ続く】

いながき 浩	公 明	代 表	—
--------	-----	-----	---

【前頁から続く】

誰もが自分らしく学び、自分らしく活躍できる社会、
ともに学び、ともに育つ社会の実現を目指し、
令和の時代を生きる子どもたちの
健やかな育ちに資するビジョンの策定ができるよう、
今後ともしっかりと取り組んでまいります。

いながき 浩

公 明

代表

一

(質問の事項及び要旨)

三新時代令和に相応しい「教育先進都市・北区」を目指して

(二) 子育て支援の拡充と児童相談所開設準備について

ア ファミリーサポートの民間委託化や二十二時までの預かりなどに対応する等サービスの充実を図るよう検討すべきである。

【要旨】

夜間や休日が必要としている保護者が多い中、夜間保育が一か所しかなく、ベビーシッターでつないでいる方からは経済的な負担があると聞いている。

保護者の多様なニーズに対応するため

例えばファミリーサポートセンターを委託するなどサービスの充実を検討すべきである。

三(二)ア

次に、子育て支援の拡充と児童相談所開設準備についてです。

まず、ファミリー・サポート・センター事業です。

この事業は、援助を受けたい人と

援助を行いたい人が会員となり、

会員同士の相互援助活動で実施している事業です。

「平成三十年度北区子ども・子育て支援にかんする
ニーズ調査報告書」によりますと、

就学前児童保護者では、十三パーセントの方が
利用したいと回答していますが、

援助を受けたい会員に対して

サポート会員が少なく、

ご要望があっても利用できないとの声も
いただいております。

(後頁へ続く)

いながき 浩

公 明

代 表

一

(前頁から続く)

そのため、身近な地域ごとに

サポート会員を確保していくことが課題であると
認識しています。

二十二時までの預かりにつきましては

サポート会員の対応が可能ならば実施しますが、
マッチングができず、対応できないこともあります。

また、北区では直営で実施していますが、

二十区は社会福祉協議会等に委託しており、

サービスの充実のために委託を含め

今後、検討してまいります。

いながき 浩

公 明

代 表

一

(質問の事項及び要旨)

三 新時代令和に相応しい「教育先進都市・北区」を目指して

(二) 子育て支援の拡充と児童相談所の開設準備について

イ 長時間延長保育実施園の拡充について

【要旨】現在北区の認可保育園では、一力所の夜間保育園を除き、最長で二十一時十五分までの三時間延長保育にしか対応していない。子育てするなら北区が一番を謳う北区として、夜間のニーズ等保護者の多様なニーズに対応するため、さらに一時間延長し、四時間以上の長時間延長保育の実施促進を図るべきではないか。

いながき 浩

公 明

代 表

一

三(二)イ

次に、長時間延長保育実施保育園の
拡充についてです。

昨年度実施した子ども・子育て支援に関する
ニーズ調査におきましては、
十九時台、二十時台の延長保育に比べ
二十一時台以降の利用希望者は
少ない状況となっております。

また、保育士の確保が厳しい現状において、
三時間を超える延長保育実施園の拡充について
現時点では難しいものと考えております。

今後とも子育て世帯のニーズの把握に努め、
適切なサービスの提供に取り組んでまいります。

いながき 浩	公 明	代 表	—
--------	-----	-----	---

(質問の事項及び要旨)

三 新時代令和に相応しい「教育先進都市・北区」を目指して

(二) 子育て支援の拡充と児童虐待相談所開設について

ウ 産後デイケアの利用料の負担軽減について

【要旨】

ベビーシッターの利用でつないで働きに出ている保護者の経済的な負担は大きいと聞いている。

区は、安心ママヘルパー事業や産後ショートステイ事業は拡大を図ったが、産後デイケアの利用料についても負担軽減を図るべきと考えるが如何か。

※産後デイケア事業補助金

民間団体「はあとほっと」に対し、年間二百五十万円補助している。

いながき 浩

公 明

代 表

—

三(二)ウ

次に、産後デイケアについてです。

区では、産婦の身体の回復と精神的な負担を軽減することを目的に、

産後デイケア事業の取り組みをしている

民間団体「はあとほっと」に事業の運営費を助成しています。

「はあとほっと」が設定している利用料金は、区民は五千円、区民以外は八千円として区民の利用を優遇したものとなっています。

今後、母子への心身のケアの充実については、本事業や利用者負担も含めて

他区の事業の状況なども参考にしながら、検討してまいります。

いながき 浩

公 明

代 表

—

(質問の事項及び要旨)

三 新時代令和に相応しい「教育先進都市・北区」を目指して

- (二) 子育て支援の拡充と児童虐待相談所
開設について
- エ 粉ミルク支給事業について

【要旨】

子どもの貧困は、低賃金の非正規労働者が増えたことにより、子育て世帯の家庭にも少なからず影響があった。特に幼児期は、その後の成長への影響が大きい。

鹿児島市では昭和四十二年から母子家庭や多胎児の家庭を対象に粉ミルクを支給しており、一昨年度からは対象を拡大し、乳がんやＨＴＬＶ－１（※注）などのウイルス感染で母乳の与えられない妊婦に対し、月千八百グラムの粉ミルクを支給している。

北区でもこの事業を開始することで経済的な支援を充実し、児童虐待や貧困の連鎖を断ち切ることができると考えるが如何か。

※ＨＴＬＶ－１（エイチティーエルブイワン）

ヒトＴ細胞ウイルスの略。国内には１０８万人前後の感染者がいる。

感染しても自覚症状はなく、約９５％の人は生涯発症せず、一部の人が白血病等を発症する。感染経路は授乳による母子感染や性交渉であり、母子感染を防ぐには断乳が最も有効とされる。

いながき 浩

公 明

代 表

—

三(二)エ

次に、粉ミルク支給事業についてです。

母子家庭や多胎児を育てていたり、

母親が病気である世帯では、様々な不安を抱きながら子育てをされていることと思います。

このような家庭に対しては、

保健師や助産師による新生児訪問などで

ご家庭や育児の状況を細かに把握しながら

生活状況に沿った助言や指導を行っています。

引き続き、地区担当の保健師が、

「はぴママたまご面接」や乳幼児健診などの

母子保健事業において継続的に見守りながら

子ども家庭支援センターとも緊密に連携を図り、

妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の充実に努めてまいります。

(次頁へ続く)

いながき 浩

公 明

代 表

一

(前頁から続く)

なお、ご紹介の粉ミルク支給事業につきましては、
他自治体で取り組んでいる事例などを
研究してまいります。

いながき 浩

公 明

代 表

一

(質問の事項及び要旨)

三新時代令和に相応しい「教育先進都市・北区」を
目指して

(二) 子育て支援の拡充と児童相談所開設準備について
才 臨検の対応や警察との連携について

【要旨】

悲惨な児童虐待が後を絶たず、2000年に児童虐待
防止法が施行され、次第に社会の関心も高まり、児童相
談所が2017年に対応した件数は、全国で13万件を
超え過去最多となるとともに、子どもの死亡も年間50
人近くに上る。

今年度より児童相談所開設準備が本格的にスタート
し、基本構想の検討にも着手するが、重大案件の場合、
臨検の対応や警察との連携について伺う。

※臨検とは

児童虐待が行われている疑いのある家庭に対し、保護者が出頭要求や任意の
立ち入り調査を拒否した場合に、児童相談所が裁判所の許可状を受けて行う
強制的な立ち入り調査。児童虐待防止法の改正により、平成二十年四月から
導入された。

三(二) 才

次に、児童相談所の開設準備について、
臨検の対応や警察との連携にかんするご質問に
お答えいたします。

児童虐待防止法には、児童相談所は、
児童虐待が行われている疑いがある家庭に対し、
保護者が出頭要求や任意の立ち入り調査を
拒否した場合に、裁判所の許可状を受けて行う
強制的な立ち入り調査である「臨検」を
実施することができると規定されています。

臨検を行う際、保護者がドアを開けない場合には、
施錠をカッターで切断するなどの実力行使を
伴うため、保護者による抵抗や加害行為等も
あり得ることから、子どもや職員の安全に
万全を期すためにも、警察への援助依頼を行い、
適切な連携を行う必要があります。

(次頁へ続く)

いながき 浩

公 明

代 表

一

(前頁から続く)

なお、平成二十年度の制度導入以降の十年間で、全国における臨検の実施は十七件となっています。次に、児童相談所と警察の連携につきましては、警察が110番通報等により、児童等の状況を直接確認した結果、児童の身体に何らかの外傷が認められる事案については、速やかに児童相談所に通告することとされており、児童相談所は、警察から通告を受けた際には、四十八時間ルールに留意し、児童の安全の直接確認を徹底するとされています。

また、北区の子ども家庭支援センターにおける警察との連携に関する取り組みとしては、要保護児童対策地域協議会において、情報共有を行うとともに、昨年度からは、警察OBを配置し、

(次頁へ続く)

いながき 浩

公 明

代 表

一

(前頁から続く)

連携の更なる充実を図っており、特別区のなかでも先進的な取り組みとなっています。さらに、近年の虐待件数の増加傾向や、将来の児童相談所の設置を見据えて、緊急性の高い事案に迅速・的確に対応するための連携・協力体制の強化に向けて、区内の三警察署との個別協定の締結を検討いたします。なお、区立の児童相談所を設置した際の警察との連携については、現在の取り組み状況を踏まえて、子どもの安全確保を最優先にした対応を検討してまいります。